

県央ネットやまなしメタバース合同企業説明会業務委託仕様書

第1 目的

県央ネットやまなし圏域内企業（甲府市・韮崎市・南アルプス市・甲斐市・笛吹市・北杜市・山梨市・甲州市・中央市・昭和町）と学生等のマッチングの促進を目的に、メタバース空間において合同企業説明会を開催し、企業と若者のアバターを通じた気軽な交流により、地元企業の人材確保に向けた支援を行う。

第2 委託期間

契約日から令和7年3月31日まで

第3 概要

（1）実施コンセプト

「メタバース空間を活用した次世代型就活イベント」

圏域内企業と学生等のマッチング促進を目的に、アバターを通じて圏域内企業が説明会を行う場、圏域内企業と学生等が交流する場、年齢や状況に応じた情報収集の場、圏域内企業の担当者が自社で働く魅力を伝える場とする。

（2）ターゲット

主な参加対象は、令和8年3月卒業予定の大学生・大学院生・短大生・高専生、高校生、留学生及び一般求職者等とする。参加企業は100社程度、参加者100人程度とする。委託者と協議の上、より広範または詳細なターゲットを設定することも可とする。

（3）開催時期

令和7年3月初旬

詳細な開催時期・開催時間及び方法は、委託者と協議の上決定すること。

（4）参加企業

圏域内（甲府市・韮崎市・南アルプス市・甲斐市・笛吹市・北杜市・山梨市・甲州市・中央市・昭和町）に本店、支店、事業所のある企業等とする。

第4 委託内容

委託内容は、次に掲げる業務とし、その経費は、委託費用に全て含むものとする。詳細については別紙のとおりとする。

（1）メタバース空間における合同企業説明会の企画運営

委託者と連携し、令和8年3月に大学等を卒業予定の学生や既卒者、一般求職者等を対象とした、圏域内企業への就職を推進するための合同企業説明会を開催する。

（2）参加企業の募集

委託者と連携し、案内チラシの作成やホームページへの掲載等、参加企業が増えるような効果的な広報活動を実施し参加企業を募集する。

（3）合同企業説明会の周知

委託者と連携し、案内チラシの作成やホームページへの掲載等、参加者へ周知するため

の効果的な広報活動を実施する。

(4) 学生及び一般求職者の参加促進

参加企業とのマッチング機会の創出を図るため、魅力あるコンテンツを制作して集客力を高め、参加者の増加を図る。

第5 甲府市の役割

本業務での甲府市の役割は以下のとおりである。

- (1) 運営にかかる補助
- (2) 市HP、広報への情報掲載
- (3) 圏域内市町への広報依頼
- (4) 圏域大学等への広報依頼補助
- (5) 報道対応
- (6) 協力者等の決定

第6 業務の適正な実施に関する事項

- (1) 受託者は、業務にあたっての資料及び成果品は、全て委託者に帰属するものとし、委託者の許可なくして公表、貸与、複写及び他の目的に使用してはならない。契約終了後も同様とする。
- (2) 受託者は、業務の履行に伴って事故が生じた場合には、直ちに委託者及び所轄警察署その他関係機関に報告するとともに応急措置を講ずるものとする。
- (3) 制作物が他者の所有権や著作権を侵してはならない。
- (4) 本事業に関する所有権や著作権は、原則としてすべて委託者に帰属する。
- (5) この仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、委託者と受託者がその都度協議の上、決定する。

第7 その他

(1) 契約締結後の業務調整

契約締結後速やかに企画書及び工程表を作成するとともに、設計及び管理運営に係る実施計画書を作成し提出すること。

(2) 業務終了後の提出書類等

業務終了後に事業の内容や参加者数、空間内の記録写真（画面キャプチャ）、制作物等を記録した報告書を作成すること。

(別紙)

1 作業要件

(1) 仕様書第7に定める企画書等（以下、プロジェクト計画書とする）の策定

業務全体のプロジェクト管理方法、体制、スケジュール、計画（作業ごとの詳細スケジュール含む）等を記載したプロジェクト計画書について、契約締結後、速やかに（原則として5営業日以内）に作成及び提出し、市の承認を得ること。

(2) プロジェクト管理

受託業務については委託者との連絡調整を緊密に行うため、受託者の事務所等に専属の担当者を置き、委託者と定期的に打合せを行うこと。また、打合せ後は速やかに打合せ記録を作成し提出すること。

(3) 体制・要員管理

受託後、人員配置、緊急時の連絡体制及び事業進行管理計画を含む実施体制を提出すること。また、次の各号に掲げる要件を満たす体制を構築すること。

(ア) 企業ブース等を再現したメタバース空間やAR等のコンテンツの制作に関するノウハウや知見を有すること。

(イ) メタバース空間において、イベント運営の実績を有していること。

(ウ) 国内外向けの広報活動について、ノウハウや実績を有すること。

(エ) メタバース空間の企画提案（全体・ジャンル別）や広報等の業務に応じて、部門責任者及び専門的な知識を有する者を配置し、関係者と協議する体制を整備すること。

(4) その他

上記のほかイベントの企画・運営検討上必要となる各種業務を行うこと

(ア) 受託者は、参加企業及び参加者の視点を十分に取り入れ、企業の魅力が的確に伝わるように事業を企画・実施すること。

(イ) 事業完了後、速やかに報告書を作成し、委託者に提出すること。

(ウ) 事業に際してインフルエンサー等を活用した情報発信を行う場合は、該当する投稿についてプロモーションである旨を明示すること。

(エ) 各業務の遂行にあたっては、目標を立て、目標値を達成するための設計詳細を策定し、事業の企画を行うこと。なお、必達の数値は、参加企業数：80社以上、参加者数：100人以上とする。

2 合同企業説明会の企画

以下の目的等を達成するコンテンツの企画や仕掛けづくりを行うこと。※

(1) 参加者が参加したいと思える企画がある。

(2) 若者等が圏域内企業へ就職することの意義を理解する。

(3) 参加企業の魅力が理解される。

(4) 企業説明会で興味を持った企業の見学やインターンシップ等に申し込みができるなど、就活開始前の学生等もイベント終了後に企業とつながる仕組みがある。

(5) ユーザー自身のアクション機能やユーザー間の交流を促す仕組みにより、空間内の活

性化が図れる。

※内容を具体的にプロジェクト計画書に記載すること

3 参加企業の確保

本イベントへの参加企業については原則公募で選定するため、企業等との出展にかかる以下の業務を実施または補助すること。

(1) 募集に関する業務

参加企業を募集するための募集要項・チラシを作成し、ホームページへの掲載及び圏域内企業への発送業務を行うこと。発送先や発送時期については委託者と協議の上決定すること。また、圏域内企業への電話等による勧誘など参加企業が増えるような効果的な広報活動を実施すること。

(2) 応募に関する業務

出展を希望する者からの問い合わせや、提出された応募書類のとりまとめなど応募にかかる業務を行うこと。なお、応募方法は原則としてウェブ上のフォームを利用すること。

(3) 参加企業の選定に関する業務

参加企業が決定した際は、応募のあった企業に対し出展の可否を通知すること。なお、参加企業の選定は原則として先着順とする。

4 広報に関すること

参加者に対して、ホームページ、チラシのほか、インターネット広告等を活用し、開催の周知を行う。なお、各広報媒体にかかる情報発信量及び予算の配分については受託者より提案すること。

(1) 参加者（求職者）への事業周知ポスター・チラシの作成（デザイン・印刷含む）

事業周知ポスター・チラシについては、広く周知されるよう関係機関（県内外の大学の就職課及びハローワーク等）への訪問や送付等で案内を行うこと。

(2) WEB、SNS等での広報

(ア) 合同企業説明会専用のHPの制作

(イ) SNS（X・YouTube・LINE・Instagram・TikTok・Facebook など）による広告配信など

(ウ) 検索サイト（グーグル、ヤフー）の動的検索連動型広告による上位表示の活用など

なお、広告配信等によるクリック率（CTR）の目標値は1.0%以上とする。

5 合同企業説明会の運営

(1) 運営体制

合同企業説明会の運営に滞りのないよう、受託者の責任において十分な人員を配置すること。

(2) 運営業務

参加企業や参加者が円滑に合同企業説明会の目的を達せられるよう、スタッフによるメタバース内での誘導や、事前・事後の参加者への説明等に遺漏ないよう周到に計画し、

確実に実行すること。

(3) サポート体制

(ア) 委託者向けの運営マニュアル、参加企業及び参加者向けのマニュアルを作成すること。

(イ) 参加企業に対し、事前に研修会を実施しメタバース空間や操作方法等の説明を行うこと。

(ウ) 合同企業説明会当日においても、参加企業、参加者に対するサポート体制を確保すること。

(エ) 合同企業説明会当日において、参加者向けの操作研修等の時間を設けること。

6 メタバース空間設営

メタバース空間の仕様に合わせ、参加企業等から、学生等に企業の魅力を効果的に伝える動画、画像等の素材を収集し、メタバース空間内に設置する

(1) プラットフォーム

メタバースのプラットフォームは日本国内の事業者が提供するものを使用すること。

(2) 動作環境

アプリ不要のブラウザ型 (Google Chrome / Firefox / safari) であり、PC (Windows / Mac)・スマートフォン (Android / iOS)・タブレットのいずれの環境でも問題なく動作すること。

可能であればヘッドマウントディスプレイなどのバーチャルリアリティ (VR) 機材やゲームハードなどのデバイスからもアクセスできるメタバース空間を構築すること。

使用する全てのソフトウェア・技術等については、システムの拡張性や信頼性、他のシステムとの親和性等を考慮し、可能な限り標準的な技術を用いること。また、令和6年度に制作したオブジェクト等を令和7年度以降も継続利用できるように構築すること

(3) 空間デザイン

自由度の高い空間デザインが可能であること。空間デザインの方向性は委託者と都度協議の上、決定すること。

より多くの参加者にプロモーションするため、常時アクセス数や同時接続数などを考慮すること。コンセプト・テーマを設定し構築すること。また、魅力的でユーザーのニーズに合ったクオリティのものとし、圏域内地域の要素を含めること。

可能な限り、これまでに他自治体等で公開・実施されたメタバース空間・バーチャル施策との差別化を図ること。

メタバース空間は、ユニバーサルデザインを考慮すること。

(4) 音声での会話機能

音声での会話ができる機能を有すること。なお、音声会話機能では近づくと大きく聞こえ、遠ざかると声も遠ざかるような実際に近い会話ができる仕様とすること。

(5) チャットでの会話機能

チャットでの会話ができる機能を有すること。

(6) 強制退室機能

他人を攻撃する発言をするなどの不適切なユーザーを強制退室できる機能を有すること。

7 メタバース空間制作要件

以下の要件でメタバース空間を作成するものとする。

- (1) 利用可能なアバターの種類は 30 種類以上とすること。
- (2) 空間に合わせた何らかのオブジェクトを持ち運ぶなどの簡易アクション機能が 1 つ以上設定してあること
- (3) 企業の採用に係る業務（個別説明・面談等）がスムーズに進行できるよう安定した空間整備を提案すること
- (4) 1 つのエリアに対し、100 人以上が同時入室可能な空間を提案すること。
- (5) 合同企業説明会エリア、操作研修エリア、企業情報エリアなど複数エリアを提案すること。
- (6) 企業と参加者が 1 対 1 で個別に相談できる部屋を複数設けること。
- (7) メタバースに慣れていない方でも操作ができるように、わかりやすい空間設計とすること。（参加者がメタバース空間上で迷わないような空間設計とすること。）
- (7) アバターを通じて気軽に企業説明会や交流会等が実施できるよう操作性、音声、表示などわかりやすいものとする。
- (8) メタバース空間内は、アバターを介してコミュニケーション（音声、チャット）が可能な空間設定にすること。また、管理者権限でコミュニケーション機能を設定（参加者はオフにする等）ができるような空間にすること。
- (9) 参加者の増加に伴う対応については、別空間（複製空間でも可能）で対応できるような提案をすること。
- (10) 各ルームにエントランスエリアに戻れるような機能を設けること。
- (11) エントランスエリアは参加者数に応じて、同時入室時にも狭くない広さとすること。
- (12) 事業実施にあたり、メタバース空間での不具合などが起きた場合の対処についても検討すること。
- (13) 空間の軽量化の工夫については協議の上、決定すること

8 事業の従事者

- (1) 次の実務経験及び実務実績を満たす従事者をそれぞれ 1 名以上配置すること。

(ア) 実務経験

Unity や Blender 等を使用したメタバース用 3DCG 空間の制作に関して 3 年以上の実務経験がある者。

(イ) 実務実績

メタバース空間内で展示会や合同企業説明会を複数回運営した実績を有し、かつ行政等からの依頼により、イベント・交流会等のコミュニケーションの場を 10 回以上運営した実績を有する者。

行政等の依頼により構築したメタバース空間において、半年以内に 2 万回以上のアクセスを獲得した実績を複数件有する者。

9 その他

(1) 参加者アンケート実施

空間内において参加者及び企業にアンケートを実施し、集計及び分析を行う。

(ア) サンプル数は、60 以上とする。

(イ) アンケート項目は委託者と協議し決定する。(企業向け 21 問、うち記述式項目は 11 問、参加者向け 14 問、うち記述式項目は 7 問を想定)

(ウ) 委託者より別途指示する集計方法により、アンケートの集計を行うこと。

(2) 記録写真撮影

(ア) ブース、イベント会場内風景等(参加者の状況のほかイベントの概要がわかるもの)を記録として写真撮影(画面キャプチャ)すること。

(イ) 記録写真は電子媒体(JPEG 形式)で提出すること。

(3) 事業報告

合同企業説明会終了後、開催の記録(写真等)及び参加者数、面談者数、アンケート集計結果、考察など参考となる事項を、遅滞なく本市に書面及びデータにて実績報告書を提出すること。

※WEB上での広報については、閲覧数やクリック数(率)について報告すること。

(4) 再委託の禁止

受託者は、事前の承認があるときを除き、業務の全部または一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。